

# EU の国際会計戦略

## —インターナショナルアカウンティングへの再挑戦と 「同等性評価」問題—

徳賀芳弘

京都大学

### 要 旨

本稿の目的は、EU (EEC) が会社法指令に取り組んで以降、「同等性評価」を実施するに至るまでのEUの会計戦略を分析し、当該戦略を説明するための理論的な枠組みを提示することである。近年のEUによる国際会計基準への深い関与の意味を理解するためには、EUが独自の会計基準設定を放棄し国際会計基準を採用するに至った経緯（これは同等性評価をするに至った経緯でもあるが）を分析し、EUがこのような戦略転換を行った必然性と有効性を歴史的に確認するという作業が必要となる。EUの会計戦略転換の背景を示していると思われる3つの公式文書に基づくと、EUの会計戦略の目的は、一貫してEU域内企業が域外の企業と競争上不利にならない状況で資金調達をできるようにすること（イコール・フットイングな状況の構築）であり、会計基準への「影響力の行使」及び「EUの公益」が非常に重視されていることが分かる。このことは、国家の国際機関への関与の仕方を説明する国際政治学・国際経済学の領域における説明理論に基づけば、EUが「ネオ・リアリズム」的戦略(国家間の力関係を重視するリアリズム論の中で経済的な問題を重視する立場)を採用してきたとの解釈が可能である。

## I はじめに

EU (European Union, 以後 EU と略称する) では、2002年7月に制定された「IAS規則」(European Parliament [2002]<sup>1)</sup>、以後「IAS規則」と略称する)に基づいて、2005年1月以降に始まる営業年度より、EU域内企業(EU域内で設立された企業)に対して連結ベースでの財務諸表の作成及び開示において国際会計基準(IAS及びIFRS)を使用することが義務付けられた。この「IAS規則」は、EU域内企業のみを対象としたものである。しかし、域外企業(EU域外で設立された企業)が域内の資本市場で上場・起債をする際には、2003年11月に採択された「目論見書指令」(Prospectus Directive, 第20条<sup>2)</sup>)と2004年12月に採択された「透明性指令」(Transparency Directive, 第19条<sup>3)</sup>)が適用され、開示の水準に関して国際会計基準と同等(equivalent)であることを要求される<sup>4)</sup>。その結果、2007年1月以降に始まる営業年度より、域外企業に対しても、EU域内で証券を上場・起債する際に、またその後に業績報告を行う際に、財務諸表の作成及び開示において依拠している母国の会計基準が国際会計基準と同等であると判断された場合を除き、国際会計基準へ準拠した財務諸表を作成及び開示すること、あるいは追加的な情報を開示することが要求されることとなる。日本基準に対しても、2005年7月に、国際会計基準との同等性に関する意見が欧州証券規制者委員会(The Committee of European Securities Regulators, 以後CESR<sup>5)</sup>と略称する)による「技術的助言(technical advise)」という形で提示されている<sup>6)</sup>。

本稿の目的は、会社法指令の作成に取り組

んで以降、「同等性評価」を実施するに至るまでのEUの国際会計戦略を分析し、当該戦略を説明するための理論的な枠組みを提示することである。EUの国際会計基準への現在の深い関与の意味を理解するためには、EUが独自の会計基準設定を放棄し国際会計基準を採用するに至った経緯(これは同等性評価をするに至った経緯でもあるが)を分析し、EUがこのような戦略転換を行った必然性と有効性を歴史的に確認するという作業が必要となる。しかる後に、国家の国際機関への関与の仕方を説明する国際政治学・国際経済学の領域における複数の説明理論の力を借りて、EUの国際会計戦略の理論的な解釈を試みることにする。

## II EUの域内調和化

### 1. EUの域内調和化の軌跡

—アングロ・サクソン会計思想対フランク・ジャーマン会計思想—

1973年に英国がEC<sup>7)</sup>(European Committee, 以後ECと略称する)に加盟したことによって、ECは域内にロンドン市場という大きな資本市場を有することになり、また、英国が巨大多国籍企業を多数抱えていたことから、EU域内での資本市場規制問題と多国籍企業規制問題(とりわけ、ディスクロージャー問題)の重要性が急増した。同時に、会計規範の具体的内容に関しては、アングロ・サクソンの会計思想とフランク・ジャーマンの会計思想との対立(詳しくは、徳賀[1999]を参照せよ)が鮮明となり、調和化(harmonisation)が必要となった。

EC域内における共通市場の形成のために、会社法指令・資本市場指令の採択及び国内法化が行われたが、指令の作成と国内法化には

大変な時間と労力を必要とした（例えば、第4号指令（EEC [1978]）の国内法化に11年、第7号指令（EEC [1983]）の国内法化に4年）。両指令の作成・承認にこれほどの時間を要したのは、1973年の英国の加盟以降、アングロ・サクソン会計思想とフランコ・ジャーマン会計思想との対立が鮮明化し、その調整に時間がかかったことと（その結果、第4号指令・第7号指令は両思想の妥協の産物となった）、「指令」の性格上、EC加盟各国に二重の選択権（指令を受け入れるかどうかの選択権と指令の具体的なルールを受け入れるかどうかの選択権）<sup>8)</sup>が与えられており、各国がその受け入れに時間を必要としたからである。

## 2. EUの対外的調和化問題の発生

### －米国資本市場の問題－

ECは、域内の会計規範の調和化を図り、会社法第4号指令・第7号指令を施行したが、米国は両指令に準拠した財務諸表では米国市場における上場・起債を認めなかった。EC（EU）企業は、米国の資本市場で資金調達をする際に、米国基準に基づく第二財務諸表の作成か、米国基準との調整表の作成を求められた。

また、1990年代に入って多くのEC（EU）企業が米国基準に準拠した財務諸表の作成を始めており、EC（EU）には、会計基準選択を競争に委ねれば、米国基準が唯一のグローバル・スタンダードとなる虞があるとの危機感もあった。それは米国とのヘゲモニー争いの敗北をも意味した。そこでEUは新たな対外的調和化戦略を検討せざるを得なくなった。

## III EUの域外調和化

### 1. EUの域外調和化の軌跡

#### －3つの公式文書－

EUが公表した3つの公式文書（法律を含む）を通して、EUの対外調和化戦略が変化していく様子を観察することにする。焦点は、EU（EC）が、国際会計基準に対して、加盟国によって温度差はあるが、全体として「消極的・受動的」姿勢から「積極的・能動的」姿勢へと態度を転換させた経緯である。

欧州委員会（European Commission）は、IASC（International Accounting Standards Committee、以後IASCと略称する）のコア・スタンダードの作成プロセスと併行して、1995年に「会計の調和化：国際的調和化に向けた新戦略」（European Commission [1995]、以後「新戦略」と略称する）を公表した。この1995年の段階では、欧州委員会はEUの会計基準として国際会計基準を採用することを明確にしていたわけではなく、会社法第4号指令と第7号指令をできるだけ維持しながら国際会計基準との調和化を図ることを計画していた（European Commission [1995]、para.1.6, 5.1）。

次に、欧州委員会は、2000年5月に、米国SEC（The Securities and Exchange Commission、<sup>3)</sup>以後SECと略称する）の影響力が大きい「証券監督者国際機構」（The International Organization of Securities Commissions、以後IOSCOと略称する）による国際会計基準の一括承認によって、国際会計基準に準拠することにより米国資本市場での資金調達が可能となるとの期待が高まる中で、「EUの財務報告戦略：将来への道筋」（European Commission [2000]、以後「財務報告戦略」と略称する）を公表してい

る。「財務報告戦略」の内容から、欧州委員会の国際会計基準への傾斜が強まったことが分かる。

さらに、欧州議会及び欧州理事会は、2002年に、この「財務報告戦略」を受けて、「IAS規則」(European Parliament [2002], 以後「IAS規則」と略称する)という文書を公表している。ここでは、すでに、国際会計基準の適用段階の議論に踏み込んでいる。

EUが域外調和化戦略の検討において論点としてきたのは、a. 対象となる企業と財務諸表、b. 採用すべき基準、及びc. 法的承認のメカニズムであった。紙幅の関係から、aについては、EU域内の上場企業の連結財務諸表のみを対象とするという結論のみを示すことに止めたい。また、同様の理由から、cについても、国際会計基準をEUの会計基準として採用するとすれば民間機関の設定した会計基準をEUの法的な枠組みの中に統合しなければならず、そのための法的承認の仕組み(endorsement mechanism)が必要となるとの結論のみ示しておく(詳しくは、European Commission [2000], paras.19-28., 弥永 [2005]を参照せよ)。以下、論点bに絞って考察を行う。

## 2. EUの選択肢

EUが採用すべき会計基準に関しては次のような選択肢が提示されて、議論が展開されている。

- ①会社法指令を改訂・維持して米国基準との相互承認を要求する。
  - ②米国基準を採用する。
  - ③国際会計基準を採用する。
  - ④米国基準と国際会計基準の選択を認める。
- EUの会計戦略の目的は、3つの文書に一

貫しており、EU企業が競争上不利にならず、グローバルに、とりわけ、米国の資本市場で資金調達ができるようにすることであった。

まず、選択肢①については、EU固有の会計規範を採用し続けられない理由として、EU指令を修正してもEU指令に基づく財務諸表の公表では、米国市場で上場・起債が認められないうえに、米国側にもメリットがないため米国基準との相互承認は困難である、との結論に至っている(European Parliament [1995], paras.1.1, 3.3)。

次いで、選択肢②について、米国基準を採用できない理由として、EUの影響力を行使できないので(会計基準設定に参加できないため)、EUの公益(public good)を守ることができないこと(米国基準は米国企業と米国の資本市場のみを考慮したものであるから)、及び米国基準は詳細かつ膨大であるためそれを使用するには高度な会計教育と訓練が必要であり、SECのような強力な規制機関を必要とすること(European Parliament [2000], para.15)であった。また、前述したように、米国基準の採用は、米国とのヘゲモニー争い上不利になることも理由として考えられよう。

さらに、選択肢④について、米国基準と国際会計基準との選択を許すことができない理由としては、前述の理由から米国基準の採用を認められないし、競争的基準政策(会計基準の選択を企業に任せる政策)を採ると米国基準を採用する企業が増加する虞があるからである。

最後に、選択肢③についても、前述の理由から米国基準の採用を認めたくないということ以外に、国際会計基準を採用する積極的な理由として、国際会計基準は米国基準に比べて弾力的適用が可能であるから(「概念的・

原則主義的であるから」：European Commission [2000], para.15) と述べている。

国際的な会計基準の設定が各国企業の利害を巡る政治的調整の場であることを前提とすれば、EU企業が域内・域外の資本市場において資金調達をする際に会計基準の問題で競争上不利にならないという目的を達成するためには、会計基準の内容に関してEUの影響力を行使できることが必要となる。影響力を行使できないとすれば、主体性を維持してEU独自の会計基準を設定していくしかないからである。

### 3. EUの国際会計基準採用における駆け引きと成果

国際会計基準の採用を検討するに当たって、EUはIASBに、①IASC財団におけるEUのポジションの確保(回復)、②国際会計基準の設定プロセスへの欧州財務報告アドバイザリーグループ(European Financial Reporting Advisory Group, 以後EFRAGと略称する<sup>10)</sup>のEU代表としての参加、及び③会計規則委員会(Accounting Regulatory Committee, 以後ARCと略称する<sup>11)</sup>)による個別承認のプロセスを要件とすることを要求した。また、国際会計基準をEUの法規とするための要件として、①会社法指令第4号及び第7号における「真実かつ公正な概観」に矛盾してはならないこと、②EU全体の公益(public good)に合致すること(例えば、EU域内の企業が、国際会計基準を採用することによって、競争上不利な状況とならないこと)、③IASCの「概念フレームワーク」と矛盾しないこと、の3つの保証を要求している。

IASBが以上の要求を受け入れたことによって、EUは「真実かつ公正な概観」と矛盾

がないことやEU企業にとって不利にならないことに関して、ARCを通して基準ごとに是非を検討して受入れを決めるという形で国際会計基準への影響力(圧力)の行使に成功している。また、逆に、IASBは「真実かつ公正な概観」について考慮し、EU企業とEU市場に配慮して基準設定を行っていくことになり、ある意味では、国際会計基準が国際的に承認されればされるほどEUの国際的な影響力は高まるという構造を作り出すことにも成功している。EUの国際会計基準の採用についての宣言(2001年)以前から、IASB理事会のメンバー(14名)において、英国(4)、ドイツ(1)、フランス(1)を合わせるとEU加盟国のメンバーが7分の3を占めていたことを考えれば、もともとEUの影響力の強かった国際会計基準に対してさらに影響力を強化したと理解すべきであろう。

また、2005年に、EUが日本・米国・カナダの会計基準に対して国際会計基準との同等性のチェックを行ったこと(主導権を握ったこと)から分かるように、現在のところ国際会計基準の採用をテコとして、会計の国際的な舞台でリーダー・シップを発揮することに成功している。

## IV 国際会計基準への「積極的・能動的」関与の意味

近年の国際政治学・国際経済学では、国家の国際機関への関与について説明する際に、リアリズム(現実主義)、リベラリズム(自由主義)、及びコンストラクティビズム(構成主義)の3つの説明理論を用いることが一般的となっているが、リアリズムとは国家間の闘争と力関係を重視する立場<sup>12)</sup>、リベラリズムとは国家間の共通利益に着目し経済的相互

依存や国際制度を重視する立場<sup>13)</sup>、コンストラクティビズムとは規範やアイデンティティといった間主観的面を重視する立場と要約することができる(藤原他 [2004], 22-33 頁, 野林他 [1996], 27-61 頁)。

EU 型会計戦略は、単純な国際会計基準の「アドプション戦略」ではない。国際会計基準の内容に十分に影響力を行使できる条件を整備し、国際会計基準を EU の会計基準へと換えるものであった。また、英国を内包する EU が意思統一を図って国際会計基準を採用したことは、伝統的な「アングロ・アメリカン対フランコ・ジャーマン」という対立の構造を「EU 対米国」に転換するという極めて重要な意味を有している。国際会計基準の EU 基準化、米国へ承認を促す圧力の強化を期待して展開された EU の国際会計戦略は、リアリズムの解釈が一番的を得ている。

公式文書から判断される EU の国際会計戦略は、「影響力の行使」、「EU 企業及び EU の資本市場の公益」、「イコール・フッティングな状況」等のキーワードから判断できるように、リアリズムの解釈、とりわけ、ネオ・リアリズムの解釈(リアリズムの中心は軍事力であるが、ネオ・リアリズムでは経済的側面を重視する)が妥当する。EU が EU 企業の米国の資本市場でのイコール・フッティングな資金調達を重視していることからそのことは明確である。また、前述の公式文書から、EU が自らの利益(例えば、短期的な利益)を犠牲にしても会計基準の国際的統一によって得られる共通の利益(将来的な利益)を目指しているという証拠は見つからないため、リベラリズム<sup>14)</sup>的な解釈は難しい。さらに、ドイツ等が維持してきたフローの配分を重視した会計規範と相反する、国際会計基準の基礎となっているストックの評価を重視

する会計規範(規範的理論)への変化に抵抗していない点は、日本と対照的であり、EU は国際会計基準の有する規範の内容いかにあまり重視していないと判断できる。つまり、日本の国際会計基準に対する過去の「消極的・受動的」<sup>15)</sup>対応については、コンストラクティビズム的な説明(国際会計基準の持つ規範を内部化しているかどうかで国際会計基準への姿勢が異なるという解釈)も必要となるが、EU の場合にはこのような解釈は当てはまらないのである。

## V おわりに

EC (EEC) は、1992 年 12 月のマーストリヒト条約(The Maastricht Treaty)締結以前には、域内の共通市場(Common Market)を形成するために、独自の会計規範の作成に取り組んだ。この時期には域内の資本の自由な移動を促進するために EC 独自の統一的会計規範を形成することが第 1 の目的であった。<sup>16)</sup>その際の対立の構造は、「アングロ・アメリカン会計思想対フランコ・ジャーマン会計思想」であった。

しかし、マーストリヒト条約締結以降は、前述したように、米国の資本市場を見据えた会計基準の設定が検討され、最終的には、EU 独自の会計規範を形式上は放棄して国際会計基準を採用するに至っている。ただし、EU は国際会計基準の単なる「アドプション国」とはなっていない。EU は国際会計基準の採用と引き替えに、EU が大きな影響力を行使できるための条件を認めさせ、国際会計基準の EU 会計基準化にある程度成功している。また、EU の国際会計基準戦略の変更は、国際的な会計基準設定における対立の構造を「EU 対米国」への変換をもたらすとい

う重要な意味を有している。

本稿の目的は、EUが独自の会計基準設定を形式的には放棄して国際会計基準を採用するに至る国際会計戦略を分析し、それを理論的に説明することであった。この間のEUの国際会計戦略を反映していると思われる3つの公式文書に基づけば、EUの国際会計戦略の目的は、一貫してEC域内企業が域外の企業と競争上不利にならない状況で資金調達をできるようにすること（イコール・フッティングな状況の構築）であり、これらの文書における「影響力の行使」、「EUの公益」といったキーワードの使用頻度の高さからも、EUが「ネオ・リアリズム」的戦略を採用してきたことが窺える。

#### 【注】

- 1) EUは2000年3月のリスボン会議で2005年までに欧州委員会の金融サービス活動計画（Financial Services Action Plan）を実施し、公開会社の財務諸表の比較可能性を高めることを決定した。IAS Regulation（European Parliament [2002]）は、域内企業が、域内のみならず世界の資本市場でイコール・フッティングに資本調達できるように、域内資本市場の効率性・コスト有効性を高めることを目的として、国際会計基準の適用について規定したものである（詳細は、European Parliament [2002], paras.1, 4, 5を参照せよ）。なお、規則（regulation）は指令（directive）と異なり、加盟諸国による国内法化の手続きを経ることなく、EU加盟国の法律として機能する。
- 2) 「目論見書指令」（European Parliament [2003]）は発行時の開示を規定している。「目論見書指令」の第20条は、①ある企業の目論見書が、IOSCOの開示基準を含む国際的な基準に準拠して作成されており、②当該指令の情報要求と同等の情報を要件としていれば、域外企業が域外の法規に準拠して作成された目論見書によってEU資本市場で株式公開することを認める、ことを規定している。
- 3) 「透明性指令」（European Parliament [2004]）は証券発行後の定期的開示を規定している。「透明性指令」第23条は、域外企業が国際会計基準以外の会計基準に準拠して財務諸表を作成・開示する際の開示に関する規定である。
- 4) 同等性評価の規準は以下の通りである（CESR [2005]）。
  - ①投資者が国際会計基準に従って作成された財務諸表に基づくのと類似した投資判断（similar decision）を第三国の会計基準に従って作成された財務諸表に基づいて行えるならば、当該国の会計基準を「同等」とみなす。
  - ②会計基準の「重要な相違」（significant differences）にのみ焦点を絞って判断する。
  - ③市場参加者（財務諸表の利用者・作成者・監査人）の意見を重視する。
 ポイントは、①の基準が「同一である（identical）」必要はなく、「類似した投資判断（similar decision）」ができればよいと述べていることである。
- 5) CESRは、欧州証券規制者委員会（Committee of European Securities Regulators）の略称であり、2001年6月6日のEU委員会の決定に基づいて設定された、独立の規制機関である。その役割は、①証券規制主体間の調整、②EU委員会に対する諮問、及び③EUの諸規則の加盟国への速やかで首尾一貫した実施の確保とされている。（CESRの「設立趣旨書」を参照、<http://www.cesr-eu.org>）。
- 6) CESRによる日本基準に対する「技術的助言」（CESR [2005]）は概略以下の通りである。
 

重要相違リストに挙げられたのは26項目（開示A：13項目、開示B：9項目、補完計算書：3項目〔持分プーリング法、連結の範囲、会計方針の統一〕、意見保留：1項目〔金融商品〕）である。開示Aとは、追加的な開示を要求するものであり、開示Bとは、再測定を要求するものである。また、補完計算書とは、仮定計算ベースでの限定的な修正再表示を含む要約財務諸表の作成を要求するものである。

 ポイントは、CESRは日本の会計基準を全体として「同等」と評価した点、及び、相違を指摘された項目のうち日本基準と米国基準とは18項目が共通であり、日本基準が米国基準の強い影響を受けていることが確認できる。

- 点である。
- 7) EEC (European Economic Community) は、ヨーロッパ大陸6ヶ国の市場統合を目的として、1957年3月のローマ条約 (the Treaty of Rome) により1958年に設立された。その後、1967年以降はEC、1993年以降はEUと名称を変更した。
  - 8) この経験は、指令 (directives) という形態では国内法化に時間がかかり迅速な対応ができないため、会計基準の収斂のような迅速性を必要とする事案に関しては規則 (regulations) による対応が望ましいとの認識に生かされている。規則であれば、各国の承認を得ずに自動的にEU加盟国の法規となるからである (EU条約第249条)。
  - 9) 対象企業に関しては、「新戦略」・「財務報告戦略」・「IAS適用規則」のいずれも、EU域内上場企業のみとしているが、「財務報告戦略」では、2年以内に対象を上場企業のみから公募目論見書を作成するすべての会社に拡大すべきとも述べている。なお、「IAS適用規則」では、非上場企業への国際会計基準の適用は各国の選択権に委ねるものと述べている。  
次いで、対象となる財務諸表に関しては、基本的には、連結財務諸表に関してのみ国際会計基準への準拠を要求しているが、「財務報告戦略」では、各国の法制度との関係で国際会計基準の採用が不適切となったり無効となったりするケースもありうるが、個別財務諸表に関しても国際会計基準に基づくべきことを勧めるべきとしている。
  - 10) EFRAGは財務諸表の利用者、作成者、職業会計人から構成される資本市場関係者の組織 (民間の組織) であり、国際会計基準の作成に関与することを主要な目的とする。また、EFRAGは国際会計基準に対する技術的評価とEUにおける適用のための解釈への助言を行う。
  - 11) ARCはEU加盟国の証券規制主体の代表から構成されている、EU全体の証券規制主体である。IAS規則の第9条において、欧州委員会が特定の国際的会計基準を採用することを決定する際には、ARCからの助言を受けるべきことが規定されている。
  - 12) 伝統的リアリズム的解釈に経済的要素の重要性、経済的相互依存関係といったリベラリズム的制度論の主張を取り入れた解釈論が

「ネオ・リアリズム (新現実主義)」である。詳しくは、藤原他 [2004], 41頁, 野林他 [1996], 35-38頁を参照せよ。

- 13) 伝統的リベラリズムとは異なり、主権国家を国際関係の主要なアクターとして位置づけ、国家は国益の実現のために合理的に行動するとのリアリズム側の主張を取り入れた解釈論が「ネオ・リベラリズム (新自由主義)」である。また、ネオ・リベラリズムが、国際制度は国家に一方的に動かされるのではなく、ある程度の自律性を有すると主張する点も特徴的である。詳しくは、藤原他 [2004], 43頁及び野林他 [1996], 48-50頁を参照せよ。
- 14) EU加盟国内での調整にはネオ・リベラリズムの説明が妥当するであろう。EU内での国際的な依存関係を重視して、各国が自国の現時点の利益を主張するのではなく、EU全体の利益の極大化を求めることによって、結局は自国の利益に繋がるということを認識して調和的な行動を指示しているからである。
- 15) 紙幅の関係から、日本の国際会計戦略の解釈は割愛せざるをえなかった。稿を改めて詳述したい。
- 16) EC (EEC) は、EC共通の会計規範が作成されれば米国はそれを承認せざるを得ないと予測していたことから、EC内の調和化においても米国の資本市場が視野に入っていないわけではない。

#### [主要参考文献]

- Agnew, J. [2005] *Hegemony: The New Shape of Global Power*, Temple University Press.
- Committee of European Securities Regulators [2005] *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*. (CESR [2005])
- Commission of the European Communities [1995], *Accounting Harmonization: A New Strategy vis-a-vis International Harmonisation*. (European Commission [1995])
- Commission of the European Communities [2000], *EU Financial Reporting Strategy: the way forward*. (European Commission [2000])
- European Economic Community [1978], *Compa-*



- ny Law, Fourth Council Directive, 78/660/EEC. (EEC [1978])
- European Economic Community [1983], Company Law, Seventh Council Directive, 83/349/EEC. (EEC [1983])
- European Parliament and the Council of the European Union [2002], The IAS Regulation (EC) No. 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the Application of International Accounting Standards. (European Parliament [2002])
- European Parliament and the Council of the European Union [2003], Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council of 4 November 2003 on the prospectus to be published when securities are offered to the public or admitted to trading and amending Directive 2001/34/EC. (European Parliament [2003])
- European Parliament and the Council of the European Union [2004], Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004 on the harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC. (European Parliament [2004])
- 藤原帰一・李鐘元・古城佳子・石田淳一編 [2004] 『国際政治講座』, 東京大学出版会。
- Hallstrom, K. T. [2004], Organizing International Standardization: ISO and the IASC in Quest of Authority, Edward Elgar.
- 川口八洲雄 [2005] 『会計制度の統合戦略』, 森山書店。
- 倉田幸路 [2001] 「会計基準の国際的調和の動向とEUの会計戦略」『立教大学経済研究』第54巻第4号, 107-126頁。
- 松尾直彦 [2005] 「EUにおける我が国会計基準の同等性評価について」財務会計基準機構 [2005] 『第4回ASBJオープン・カンファレンス—会計基準のコンバージェンスと日本基準の今後の課題』, 3-51頁。
- 野林健・納家正嗣・長尾悟・大芝亮・山田敦 [1996] 『国際政治経済学・入門』, 有斐閣アルマ。
- 野中郁次郎・戸部良一・鎌田伸一・寺元義也・杉之尾宣生・村井友秀 [2005] 『戦略の本質』, 日本経済新聞社。
- 坂村健 [2005] 『グローバルスタンダードと国家戦略』, NTT出版。
- Strange, S. [1994], States and Markets: An International Political Economy, 2nd Ed., Printer Publishers. (西川潤・佐藤元彦訳 [1994] 『国際政治学入門国家と市場』, 東洋経済新報社)
- Study Group on the Internationalization of Business Accounting, Ministry of Economy, Trade and Industry [2004], Report on the Internationalization of Business Accounting in Japan, Ministry of Economy, Trade and Industry. (METI [2004])
- Study Group on Corporate Accounting, Ministry of Economy, Trade and Industry [2005], Interim Report by Study Group on Corporate Accounting, Ministry of Economy, Trade and Industry. (METI [2005])
- 森川八洲男 [1997] 「EUにおける会計基準の調和化問題に対する再検討—特に『大陸型会計』と『英米型会計』の融合の視点から—」『明大商学論叢』第79巻, 第1・2号, 55-70頁。
- 斎藤静樹 [2005] 「資本市場のグローバル化と会計基準のコンバージェンス」『資本市場』, No. 239号, 44-50頁。
- 徳賀芳弘 [1999] 「会計基準の類型化」, 広瀬義州・田中弘編著『国際財務報告の新動向』(別冊商事法務222), 69-77頁。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論』, 中央経済社。
- van der Tas and Leo, G. [1995] "International Accounting Harmonisation: American Hegemony or Mutual Recognition with Benchmarks? A Comment," The European Accounting Review, Vol. 2, No. 4, pp. 255-260.
- van Hulle, Karel [2004] "From Accounting Directives to International Accounting Standards," Leuz, C., D. Pfaff, and A. Hopwood ed., The Economics and Politics of Accounting, Oxford University Press, pp. 349-375.
- 弥永真生 [2005] 「EUにおけるIASへの対応」平松一夫・徳賀芳弘編著 [2005] 『会計基準の国際的統一』, 中央経済社, pp. 65-92。
- Pelle, P. [2003] (財務会計機構訳 [2005]) 「EUにおける現状: 2005年の会計基準はグローバルか」財務会計基準機構 [2005] 『会計基準の基本戦略』

を考えるシンポジウム』, 4-14頁 (原文: pp. 72-85)。